

霞ヶ浦総合公園 後方支援拠点としての活用計画

令和5年3月

茨城県土木部都市局都市整備課

(防災・危機管理部防災・危機管理課 監修)

(1) 霞ヶ浦総合公園の概要

県南地域のスポーツ・レクリエーションおよび文化活動の場として利用されている公園であり、霞ヶ浦湖畔に面した広大な総合レジャー施設である。公園全体の面積は約 32.3ha であり、県営公園区域 (10.3ha) と市営公園区域 (22.0ha) に分かれている。

県営公園区域には、多目的体育館である霞ヶ浦文化体育会館があり、様々なスポーツ大会やイベントが行われているほか、日常的にスポーツ・レクリエーション・文化活動の場として県民に利用されている。その他、多目的広場 (野球・ソフトボール場 2 面)、お祭り広場、四季の森、駐車場が整備されている。

市営公園区域には、水郷プール (流水プール・ちびっこプール・多目的プール)、レストラン (食堂・休憩室・バーベキュー場)、国民宿舎・日帰り浴場、ネイチャーセンター (自然観察園・水生植物園・風車)、テニスコート (14 面)・ゲートボールコート (9 面)・クラブハウス・夜間照明設備、遊戯広場、水郷の滝、駐車場が整備されている。

①供用開始：昭和 58 年 7 月 1 日

②計画対象面積：10.3ha (県営都市公園区域)

③公園種別：総合公園

④現場管理者：土浦市 (管理委託者：一般財団法人土浦市産業文化事業団)

(2) 霞ヶ浦総合公園の後方支援拠点としての位置づけ

霞ヶ浦総合公園は、大規模災害時に、被災地における救命・救助・消火・医療救護活動を迅速に行うとともに、その後の復旧活動等を行うため、自衛隊、消防、警察等の広域支援部隊が迅速に集結し、活動の拠点とする場所として、「茨城県地域防災計画」において後方支援拠点に指定されている。

○後方支援拠点の役割

- ① 広域支援部隊の集結場所、救援物資の中継・分配
- ② 広域支援部隊の装備品等の補給・整備を行う
- ③ 広域支援部隊の一時休養場所（休養・医療・入浴等）
- ④ ヘリコプター、車両等の待機場所

○公園利用の流れ

前提

県災害対策本部が自衛隊派遣を要請し、災害規模や部隊数に応じて一定期間利用する可能性が生じる

流れ

- ① 県（災害対策本部対策班、防災・危機管理課）から施設管理者（茨城県・都市整備課）へ連絡、施設利用の可否（被災状況等）を確認
 - ・ 施設が被災しておらず、市民の避難者が体育館等に避難している場合 → 「使用不可」
 - ・ 施設が被災しておらず、避難者がいない場合 → 「使用可」
- ② 施設管理者（茨城県・都市整備課）で被災の程度や施設の利用状況等を踏まえて、使用可否を決定
- ③ 現場管理者（土浦市）に、県災害対策本部から後方支援拠点として使用する旨連絡を入れる → 施設管理者へ報告
- ④ 現場管理者（土浦市）が現場で対応する作業
 - ・ 利用者等へ後方支援拠点として利用する旨の周知 → 他の避難所への案内
 - ・ 施設の利用についての県や応援部隊との協議（利用可能エリア、施設等）
- ⑤ 広域支援部隊が集結後

広域支援部隊	現場設営、運営
施設管理者 (茨城県都市整備課)	派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。
現場管理者 (土浦市)	派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

(3) 後方支援拠点（都市公園）の防災機能と防災活用公園施設

表1 防災機能と防災関連公園施設

防災機能 公園施設名	① 避難（一時的及び広域避難）	② 災害の防止と軽減及び避難スペースも安全性の向上	③ 情報の収集と伝達	④ 消防・救援、医療・救護活動の支援	⑤ 避難及び一時的な避難生活の支援	⑥ 防災・清掃活動の支援	⑦ 復旧活動の支援	⑧ 各種輸送のための支援（③～⑦関係）	⑨ 帰宅困難者支援（徒歩帰宅支援）
園路・広場									
園路	●			○	○	○	○	○	
広場（多目的広場）	●	●		●	○	○	●	●	○
広場（お祭り広場）	●	●		●	○	○	●	●	○
運動施設									
体育館	●			●	△	△	△	△	
便益施設									
駐車場	△			△		△	△	△	

凡例 ●：直接的に対応する施設等
 ○：間接的、補完的に対応する施設
 △：災害時に活用が可能な、あるいは必要となることが考えられる主な施設
 出典 防災公園技術ハンドブック（R3.3）加筆・修正

表2 防災公園の防災機能と時間的変化との対応

機能	段階	予防	直後	緊急	応急	復旧・復興
		(リードタイム)				
		発災前	発災	おおむね3時間	おおむね3日	
① 避難（一時的及び広域避難）	情報提供 各種訓練		■			
② 災害の防止と軽減及び避難スペースも安全性の向上			■			
③ 情報の収集と伝達				■		
④ 消防・救援、医療・救護活動の支援				■		
⑥ 避難及び一時的な避難生活の支援				■		
⑦ 防災・清掃活動の支援					■	
⑧ 復旧活動の支援						■
⑨ 各種輸送のための支援（③～⑦関係）				■	■	■
⑩ 帰宅困難者支援（徒歩帰宅支援）						■

出典 防災公園技術ハンドブック（R3.3）

○ 霞ヶ浦総合公園（後方支援拠点）における施設利用計画図

